

2. 監査の活用について

一般的に、地方公共団体の事務執行は住民の選挙によって選出された長が担うものであり、これを同じく選挙により選出された議員により構成される議会がチェックする事が基本とされています。しかし、専門的な見地から財務事務等の処理について、適法性・適正性についてチェックする役割を監査委員や外部監査人が担うとされており。

そして、令和2年の地方自治法の一部改正において、監査に関して重要な改正がありました。特に「内部統制の整備に関する義務付け」であり、監査委員は、内部統制の整備・運用が適正に行われているかどうかを監査する役割を持つことが明確化されました。具体的には、不正行為の防止、業務の効率化や信頼性の高い財務かどうか、などをチェックする機能を強化していく必要があるとされました。また議会選出の監査委員を置くかどうかも各自治体で自由に決めることができるようになり、各自治体では議会との連携等も実施され始めました。そこで、監査の活用について3点を質問致します。

まず、1点目は、「監査の種類と計画について」2つお尋ねします。1つ目は、年度当初には、年間の監査計画を策定されているようですが、その内容と策定期間はいつ頃でしょうか。また、議会選出の監査委員もいる事から、議会の年間予定との関連も出て来ると思いますが、議会日程との調整はどの様に行っておりますでしょうか。2つ目として、監査の種類の一つである「行政監査」には「定期監査に合わせて実施するもの」と「必要に応じて実施するもの」とがありますが、その違いは何でしょうか。また、必要に応じて実施する行政監査は、具体的にどの様な場合に実施するのでしょうか。ここ数年に実施した事例はどの様なものがありますでしょうか。

2点目として、「監査基準について」2つ伺います。1つ目は、当市の監査基準は令和2年に改正されておりますが、地方自治法の改正を受けて、特にどの様な点を重視して改正したのでしょうか。また、改正による効果はどの様に捉えておりますでしょうか。2つ目として、当市の監査基準第20条(監査報告等の内容)には、報告すべき項目は記載されているものの、1項7号の“監査の結果及び意見”についての具体的な事項が盛り込まれておりません。他市の多くの事例では、2項目として重要な場合に記載する事項が定められていますが、当市では定めておりません。具体的には、例えば、財務監査や行政監査においては「法令に適合し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、

組織や運営が合理的か」とか、財務援助団体等監査においては「出納が適正か、援助目的に沿った執行となっているか」等の具体的な監査ポイントが示されており、それに適合していない場合に報告書に記載するという事が記載されております。当市の監査基準に、この様な具体的な監査ポイントを盛り込まなかった理由は何でしょうか。

3点目として、「監査結果の公表と活用について」2つお尋ねします。1つ目は、決算審査とは、主として計数チェックや関係書類等の不備など審査する事が主体とされておりますが、他市の決算審査意見書を見ますと、行政監査的視点による意見も含まれている事例も散見されます。決算審査意見書は、例年の決算議会においても提示され、決算審議の重要な資料となっております。そこで、当市の決算審査における考え方と、その結果の活用として議会の決算審議に繋げていく様な考えはございませんでしょうか。2つ目として、様々な監査結果は、議会の行政チェックより専門性が高いチェックが多く含まれ、この活用は、市民の福祉向上のためのより良い行政執行に資するものと考えます。今後、監査委員としての行政のチェック機能を果たしていく為にも、監査結果をより活用していく事、特に議会との連携が必要ではないかと思えます。議会側での検討も必要な事項ではありますが、まずは監査委員会として、今後、議会との連携について検討していく考えはございませんでしょうか。